

中信Web外為サービス利用規定

I. 第1条 [中信Web外為サービス]

「中信Web外為サービス」（以下「本サービス」といいます）とは、パーソナルコンピュータ等の当金庫所定の機器（以下「端末機」といいます）を用いたご契約者（以下「契約者」といいます）からのインターネットを通じた依頼に基づき次の取引を行うサービスをいいます。本サービスの利用に際しては、「中信ビジネスWebサービス」の契約が別途必要となります。

1. サービス内容

- (1) 外国送金サービス
- (2) 外貨預金振替サービス
- (3) 輸入信用状サービス

2. 当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、契約者に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。係る追加または変更により、万一契約者に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第2条 [利用資格]

1. 本サービスの利用を申し込むことができる方は、法人または個人事業主の方とします。
2. 第2条1項に該当する利用申込であっても、虚偽の事項を届出たことが判明した場合、または当金庫が利用を不適当と判断した場合には当金庫は利用申込を承諾しない場合があります。

第3条 [利用申込]

1. 申込書の提出

本サービスを利用する場合は、本利用規定ならびにその他関連諸規定および「中信ビジネスWebサービスご利用規定」の内容を了承のうえ当金庫所定の申込書に、利用する申込口座などの必要事項を記入し、申込口座の届出印鑑を捺印のうえ、提出するものとします。

2. サービス利用口座の届出

- (1) 契約者はサービスを受けようとする口座（以下「サービス利用口座」といいます）を届出るものとします。このサービス利用口座は本サービスおよび中信ビジネスWebサービスにて併用するものとします。申込書に記入された契約者の住所・名義および印影は、この口座についてあらかじめ届出られたものと同一でなければなりません。双方の印影について、当金庫が相当の注意をもって照合し、相違ないと認めた場合は、それらの印鑑・印影などについて偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫が指定する口座数を上限とします。
- (3) 利用可能な口座は、通貨ごとに1口座とします。
- (4) 契約者が複数のサービス利用口座を届出た場合は、そのうちの一つの口座を代表口座とします。ただし、代表口座については、中信ビジネスWebサービスの代表口座と同一とする必要があります。
- (5) このサービス利用口座の追加・削除などの変更が生じた場合は、当金庫所定の書面に記入のうえ、届出るものとします。

第4条〔サービスの開始〕

当金庫は、申込手続終了後、サービス開始に必要な事項を記載した書面等を契約者の住所あてに郵送します。

第5条〔管理者および利用者〕

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり契約者を代表する管理者（以下「管理者」といいます）を当金庫所定の方法により登録するものとします。なお、本サービスの管理者は、中信ビジネスWebサービスにて登録した管理者と同一とする必要があります。また、管理者を複数指定することはできません。
2. 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます）を、当金庫所定の方法により当金庫所定の数に至るまで登録できるものとします。
3. 契約者は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の方法によりすみやかに変更するものとします。
4. 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の方法によりすみやかに変更するものとします。
5. 本サービスの利用は、管理者および利用者によるものとします。
6. 管理者・利用者が行う取引
 - (1) 管理者は、端末機から当金庫所定の管理業務および当金庫所定の範囲内のサービスを利用できるものとします。なお、契約者は契約者の責任において管理者に本規定を遵守させ、管理業務に関する責任は契約者が負うこととします。
 - (2) 利用者は、端末機から当金庫所定の範囲内のサービスを利用できるものとします。なお、契約者は契約者の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責任は契約者が負うこととします。

第6条〔使用できる端末機〕

本サービスの利用に際して使用できる端末機は、当金庫所定のものに限ります。なお、端末機の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。本サービスに使用する端末機は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。なお、使用可能なOS、ブラウザについては当金庫所定の方法で周知します。

第7条〔取扱時間〕

1. 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。なお、サービスの内容および取扱指定日により取扱時間が異なる場合があります。
2. 当金庫は、契約者に事前通知することなく取扱時間を変更する場合があります。万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第8条〔手数料等〕

1. 本サービスの利用にあたっては、契約者は、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税を支払うものとします。当金庫は、利用手数料および消費税を、所定の当該預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます）から、毎月10日（10日が当金庫の休業日に当たる場合は、翌営業日）に自動的に引き落とします。引落口座は第3条2項で定めるサービス利用口座の中から契約者が申込書により届出た円建預金口座とします。
2. 当金庫は、利用手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
3. 契約者は、本サービスを利用して行う取引内容により利用手数料以外に次の代り金および諸手数料等を支払うものとします。なお、提供するサービスの追加または変更に伴い、諸手数料等を新設・変更する場合においても、当金庫が指定

する方法により引き落としします。

- (1) 外国送金取引の代り金
- (2) 外貨預金振替取引の代り金
- (3) 輸入信用状に係る輸入決済取引の代り金
- (4) 第8条3項(1)～(3)に付随する手数料、立替金、利息、保証料、損害金等

4. 契約者がサービス利用口座を複数届出する場合、本条3項に基づく代り金および諸手数料等の支払について、当金庫は次のとおり取扱うものとします。

- (1) 外国送金取引の代り金の支払口座
契約者が取引依頼毎に指定するサービス利用口座
- (2) 外貨預金振替取引の代り金の支払口座
契約者が取引依頼毎に指定するサービス利用口座
- (3) 輸入信用状に係る輸入決済取引の代り金の支払口座
代表口座
- (4) 第8条3項(1)～(3)に付随する手数料、立替金、利息、保証料、損害金等の支払口座
代表口座

第9条【本人確認】

本サービスの利用にあたり、契約者であることの確認は次のいずれかの方法により行います。

1. 本人確認の手段

- (1) サービス利用時の本人確認方法
 - ①「電子証明書方式」…電子証明書およびログインパスワードにより契約者本人であることを確認する方式。
 - ②「ID・パスワード方式」…お客様IDおよびログインパスワードにより契約者本人であることを確認する方式。
- (2) 「電子証明書方式」または「ID・パスワード方式」の選択は、契約者自身が決定のうえ、書面により当金庫に届出るものとします。同一の契約者において、「電子証明書方式」と「ID・パスワード方式」の併用はできません。また、中信ビジネスWebサービスと相違した方式の選択もできません。

2. 本人確認手続き

- (1) 契約者が本サービスを利用する場合は、電子証明書（「電子証明書方式」の場合）、パスワード等を端末機より当金庫に送信するものとします。当金庫は送信された電子証明書、パスワード等の一致を確認した場合は、当金庫は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ①契約者の有効な意思による申込であること。
 - ②当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (2) 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を行った場合、電子証明書、パスワード等の不正使用、誤使用その他事故があっても、当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害について、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

3. パスワード等の管理

- (1) パスワード等は、契約者の責任において厳重に管理するものとします。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、パスワード等を定期的に変更してください。なお、当金庫からこれらの内容について尋ねることはありません。
- (2) パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫あて直ちに連絡してください。当金庫への届出前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (3) 契約者がパスワード等の入力を当金庫の定める一定回数以上連続して誤った場合、当金庫は本サービスの取扱いを停止することができるものとします。本サービスの再開を求める場合、契約者は当金庫に連絡のうえ、当金庫が指定する手続をとるものとします。
- (4) 電子証明書をインストールした端末機を譲渡、廃棄する場合、契約者は事前に当金庫が指定する方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正利用その他の事故が発生しても、それによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。端末機の譲渡、廃棄により新しい端末機を使用する場合は、当金庫が指定する方法により電子証明書を再インストールするものとします。

第10条〔取引の依頼〕

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第9条に基づく本人確認が終了後、契約者が取引に必要な当金庫所定の事項を当金庫所定の方法によって正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

2. 依頼内容の変更・取消

依頼内容の変更または取消は、契約者が当金庫所定の方法により行うものとします。なお、当金庫への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更または取消ができない場合があります。

第11条〔取引内容の確認〕

- 1. 当金庫が取引依頼を受付けた場合は、登録の電子メールアドレスに受付番号等を記載した電子メールを送信しますので、確認してください。なお、この電子メールが届かない場合には、当金庫にお問い合わせください。この問い合わせがなかったことによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 2. 本サービスによる取引後は、契約者はすみやかに端末機にて取引照会等により取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容等に相違がある場合、直ちにその旨を当金庫あてに連絡してください。
- 3. 本サービスによる取引内容について契約者と当金庫の間で疑義が生じた場合には、当金庫の機械記録の内容を正当なものとして取扱います。

第12条〔サービス内容の追加〕

- 1. 当金庫は、第1条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。
- 2. 契約者は、当金庫が追加した新サービスの利用を希望する場合、新サービスについて当金庫が指定する利用申込手続を行うものとします。

第13条〔電子メール〕

- 1. 本サービスの利用にあたっては、「中信ビジネスWebサービス」での電子メールアドレス登録が必要となります。登録の電子メールアドレスを変更する場合には、「中信ビジネスWebサービス」所定の取引画面から変更するものとします。
- 2. 当金庫は、契約者からの取引依頼の受付結果やその他の告知事項を電子メールで登録の電子メールアドレスに送信します。
- 3. 当金庫は前項の告知を登録の電子メールアドレスに送信します。告知等が契約者の責めに帰すべき事由により、延着し、または到達しなかったときや、通信障害その他の理由により、延着し、または到達しなかったときには、通常到達すべきときに到達したものとします。これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 4. 契約者が登録した電子メールアドレスが、契約者の過失等により、契約者以外の者のアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第14条〔海外からの利用〕

本サービスは、原則として日本国内からの利用に限ります。

契約者が海外から一時的に本サービスを利用の場合、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。当該国の法律等を事前に確認してください。海外からの利用によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第15条〔届出事項の変更等〕

本サービスに係る印鑑、名義、住所、その他の届出事項に変更があった場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに当金庫に書面により届出るものとします。この届出の前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第16条〔解約〕

1. 当事者の都合による解約

- (1) 本サービス利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。
- (2) 契約者から解約する場合は、本サービス利用契約の解約を書面にて当金庫へ届出るものとします。解約届出は、当金庫にて解約手続が完了した後有効となります。なお、解約手続完了前に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫の都合により解約する場合は、契約者の届出住所等へ解約通知を発送します。解約通知が契約者の責めに帰すべき事由により、延着し、または到達しなかったときや、留置期間経過により当金庫に通知等が返戻される等、契約者が当金庫からの解約通知を受領しないときには、通常到達すべきときに到達したものとします。

2. 代表口座・サービス利用口座の解約

- (1) 代表口座が解約された場合は、本サービス利用契約は解約されたものとします。この場合、契約者は代表口座解約時に書面で、本サービスの利用契約の解約を届出るものとします。
- (2) サービス利用口座が解約された場合は、該当する口座に関する本サービスは解約されたものとします。この場合、契約者はサービス利用口座解約時に書面で、該当する口座を削除する旨を届出るものとします。

3. サービスの強制解約

契約者において、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知することなく本サービス利用契約を解約できるものとします。なお、解約により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 支払停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生等の手続開始の申し立てがあった場合。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (3) 住所変更の届出を怠るなど、契約者の責めに帰すべき事由によって、当金庫において契約者の所在が不明となった場合。
- (4) 当金庫へ支払うべき本サービスの手数料に、未払いが生じた場合。
- (5) 一年以上にわたり、本サービスの利用がない場合。
- (6) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (7) 営業の全部または一部を譲渡した場合、または会社分割、合併もしくは解散の決議があった場合。
- (8) 相続の開始があった場合。
- (9) 本規定にもとづく当金庫への届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
- (10) パスワード等および電子証明書の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合。

4. 暴力団排除条項による解約

前項のほか、契約者において次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当金庫は、いつでも契約者に事前に通知するこ

となく本サービスの利用契約を解約できるものとします。

(1) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑦その他前各号に準ずる者
- ⑧第1号から第7号に該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ⑨暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ⑩自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑫役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 契約者自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

5. 本サービスの契約が解約により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼について、当金庫は処理をする義務を負いません。

第17条【免責事項等】

1. 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があった場合。
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があった場合。
- (4) 公衆電話回線の通信経路において盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報が漏洩した場合。

2. 通信経路における安全対策

契約者は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末機の障害

本サービスに使用する端末機および通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保するものとします。当金庫は、本サービス利用契約により端末機が正常に稼働することについて保証するものではありません。

万一、端末機が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第18条〔通知等の連絡先〕

当金庫は、契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照合・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届出た住所、電話番号、電子メールアドレス等を連絡先とします。なお当金庫が契約者あてに通知・照合・確認を発信し、または送付書類を送付した場合には、契約者の責めに帰すべき事由により、延着し、または到達しなかったときや、留置期間経過により当金庫に書類が返戻される等、契約者が当金庫からの通知等を受領しないときには、通常到達すべきときに到達したものとします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不備の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第19条〔規定の準用〕

本規定に定めのない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、外国送金取引規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、外国為替取引約定書、荷為替信用状に関する統一規則および慣例等により取扱います。

第20条〔規定等の変更〕

- (1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第21条〔契約期間〕

本サービス利用契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、契約者または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第22条〔業務委託の承諾〕

当金庫は、当金庫が任意に定める委託先に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示できるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

第23条〔機密保持〕

契約者は、本サービスによって知りえた当金庫および第三者の機密情報を外部に漏洩しないものとします。

第24条〔譲渡・質入れ等の禁止〕

本サービスに基づく契約者の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入れ・貸与することはできません。

第25条〔準拠法と合意管轄〕

本サービス利用契約の契約準拠法は日本法とします。本サービス利用契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、当金庫本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第26条〔サービスの休止・停止〕

1. 当金庫は、本サービスの安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することがあります。この休止の期間および内容についてはホームページへの掲示その他の方法により告知します。
2. 当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもってこの休止の期間及び内容をホームページへの掲示その他の方法により告知するものとします。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

II. 第27条〔外国送金サービスの取扱〕

外国送金サービスとは、契約者が端末機を通じて、インターネットを經由して当金庫に外国送金の取引依頼を行い、契約者が指定するサービス利用口座から外国送金資金を引き落としのうえ、外国送金の依頼を受付けるサービスをいいます。

1. 取引日付

- (1) 契約者は指定日当日に本サービスの依頼を行うことができます。
当日を指定日とする外国送金の依頼時限は、13時30分とします。
- (2) 当日を指定日とする外国送金の依頼を行う場合、当金庫への送信が依頼時限内であっても、送金通貨、受取人所在国、受取人取引銀行等によっては指定日当日に取組できない場合があります。この場合、契約者は取組が翌営業日以降になること、および翌営業日以降の外国為替相場が適用されることに同意するものとします。
- (3) 当日を指定日とする外国送金の依頼を行う場合、当金庫への送信が依頼時限内であっても、送金金額や通貨等によっては指定日当日に取組できない場合があります。この場合、契約者は取組が翌営業日以降になること、および翌営業日以降の外国為替相場が適用されることに同意するものとします。
- (4) 契約者は、翌営業日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。指定日は、当金庫所定の期間内で、当金庫の営業日を指定することができます。

2. 取引依頼の確定および成立

外国送金は、第10条1項による取引依頼により依頼内容が確定し、当金庫が指定する時限に外国送金資金を引き落とししたときに成立するものとします。

3. 適用相場

外国送金の取組時に適用される外国為替相場は次のとおりとします。

- (1) 外国送金通貨とサービス利用口座の通貨が異なる場合には、送金取組日における当金庫が指定する外国為替相場を適用します。
- (2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当金庫との間で為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力した場合には、当該為替予約の予約相場を適用します。

4. 次の各号に該当する場合、外国送金サービスによる外国送金の取扱いはできません。

なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当金庫から契約者への取扱いできない旨の連絡、および取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- (1) 当金庫が指定する時間に外国送金資金と外国送金に付随する手数料等の合計額もしくはそのいずれかが、契約者が指定するサービス利用口座の支払可能残高を超える場合。
ただし、サービス利用口座からの引き落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額がサービス利用口座より引き落とすことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当金庫の任意とします。なお、いったん外国送金資金等の決済が不能となった外国送金依頼については、当金庫が指定する時限超過後に資金の入金があっても外国送金は行われません。

- (2) サービス利用口座が解約済の場合。
- (3) 契約者からサービス利用口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が諸手続きを行った場合。この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (4) 外国送金サービスによる依頼が当金庫が指定する取扱日および取扱時間の範囲を超える場合。
- (5) 外国送金が外国為替および外国貿易法（以下「外為法」といいます）等の外国為替関連法規に違反する場合。
- (6) 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めた場合。

5. 必要書類の提出

契約者は、外為法等の各種法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、当金庫が指定する期間内に、当金庫あてに当該書類等を提出するものとします。

6. 契約者は当金庫に外国送金を依頼するにあたり、「外国送金取引規定」の内容を十分理解したうえで、これに従うものとします。

7. 取引内容の照会等

- (1) 契約者は、外国送金依頼後に受取人に外国送金資金が支払われていない場合など、外国送金取引について疑義がある場合は、すみやかに当金庫に対して照会するものとします。
- (2) 当金庫は、外国送金の取組後、関係銀行から照会があった場合には、外国送金の依頼内容について、契約者に照会する場合があります。この場合には、契約者は、当金庫に対してすみやかに回答するものとします。当金庫からの照会に対して、相当期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫が外国送金の取組後、関係銀行による支払指図の拒絶等により外国送金ができないことが判明した場合には、当金庫は契約者にすみやかに通知するものとします。この場合、当金庫が関係銀行から外国送金に係る返戻金を受領した場合には、契約者は本条9項に基づき、組戻手続を行うものとします。

8. 外国送金の中止または取消

次の場合には、当金庫は契約者に通知することなく、外国送金の中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 外為法、その他日本および外国の法令や国際的な取決め、国際情勢、経済情勢等との関係で当金庫が外国送金を取組できないと判断した場合。
- (2) 本条5項にかかわらず、外為法等の各種法令上必要な書類等が、当金庫が指定する期間内に当金庫に到着しない場合。
- (3) 本条3項(2)の場合における為替予約が外国送金の内容に適合しない等、外国送金依頼データに不備がある場合。

9. 外国送金依頼の取消または外国送金依頼内容の変更

- (1) 当金庫が契約者から外国送金を受付けた後、契約者が外国送金依頼を取消すこと（以下「組戻」といいます）または、外国送金依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます）は原則として取扱いできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて組戻・訂正を承諾する場合には、当金庫が指定する手続に従い当金庫所定の文書をもって行うものとします。なお、この組戻・訂正により万一事故が生じても当金庫はいっさいの責任を負いません。
- (2) 契約者は、組戻、訂正等の受付け・取扱いにあたっては、当金庫および関係銀行が定める手数料・諸費用を支払うものとします。また、この場合、取組に際して契約者が支払った外国送金手数料は返却いたしません。
- (3) 組戻を承諾した関係銀行から当金庫が外国送金に係る返戻金を受領した場合には、当金庫は外国送金代金を引き落とししたサービス利用口座へ返却するものとします。
- (4) 当金庫が受領した返戻金と返却するサービス利用口座の通貨が異なる場合、返却に際して適用する外国為替相場は、当金庫が指定する外国為替相場とします。

Ⅲ. 第28条【外貨預金振替サービスの取扱】

外貨預金振替サービスとは、契約者が端末機を通じて、インターネットを經由して当金庫に外貨預金振替の取引依頼を行い、契約者が指定する契約者名義の支払指定口座から契約者が指定する契約者名義の入金指定口座へ資金の振替依頼（円預金口座と外貨預金口座間の資金振替）を受付けるサービスをいいます。

1. 取引日付

- (1) 契約者は指定日当日に本サービスの依頼を行うことができます。
- (2) 直物相場による取引の場合は、契約者は指定日当日の公示相場公表以降に本サービスの依頼を行うことができます。
- (3) 為替予約の予約相場による取引の場合は、契約者は翌営業日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。指定日は、当金庫が指定する期間内で、当金庫の営業日を指定することができます。

2. 取引依頼の確定および成立

外貨預金振替は、第10条1項による取引依頼により依頼内容が確定し、当金庫が指定する時限に外貨預金振替資金を引き落とししたときに成立するものとします。

3. 適用相場

外貨預金の資金振替時に適用される外国為替相場は次のとおりとします。

- (1) 直物相場による取引の場合は、振替指定日における当金庫が指定する外国為替相場を適用します。
- (2) 前号にかかわらず、契約者があらかじめ当金庫との間で為替予約を締結している場合において、外貨預金振替依頼データに当該為替予約の予約番号を入力した場合には、当該為替予約の予約相場を適用します。

4. 次の各号に該当する場合、外貨預金振替サービスによる資金振替の取扱いはできません。

なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当金庫から契約者への取扱いできない旨の連絡、および取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- (1) 当金庫が指定する時間に外貨預金振替資金が、契約者が指定する支払指定口座の支払可能残高を超える場合。
ただし、支払指定口座からの引き落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が支払指定口座より引き落とすことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当金庫の任意とします。なお、いったん外貨預金振替資金決済が不能となった外貨預金振替依頼については、当金庫が指定する時限超過後に資金の入金があっても外貨預金振替は行われません。
- (2) 支払指定口座または入金指定口座が解約済の場合。
- (3) 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が諸手続きを行った場合。この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (4) 外貨預金振替サービスによる依頼が当金庫が指定する取扱日および取扱時間の範囲を超える場合。
- (5) 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めた場合。

5. 外貨預金振替依頼の取消または外貨預金振替依頼内容の変更

当金庫が契約者から外貨預金振替を受けた後、契約者が外貨預金振替依頼を取消すること（以下「取消」といいます）または、外貨預金振替依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます）は原則として取扱いできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて取消・訂正を承諾する場合には、当金庫が指定する手続に従い当金庫所定の文書をもって行うものとします。なお、この取消・訂正により万一事故が生じても当金庫はいっさいの責任を負いません。

Ⅳ. 第29条【輸入信用状サービスの取扱】

輸入信用状サービスとは、契約者が端末機を通じて、インターネットを經由して当金庫に輸入信用状の開設および変更申込の取引依頼を受付けるサービスをいいます。

1. 取引日付

契約者は当日以降を指定日として本サービスの依頼を行うことができます。

ただし、当日を指定日とする輸入信用状開設および条件変更の依頼時限は、10時00分とします。

2. 取引依頼の確定および成立

依頼内容は、第10条1項より当金庫が受信した時点で確定し、当金庫の諸手続きがすべて完了した時点で成立するものとします。

3. 輸入信用状サービスによる信用状開設等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例（最新版）」に準ずるものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が当金庫と締結した「外国為替取引約定書」の各条項、および「信用金庫取引約定書」の各条項に従うものとします。

4. 次の各号に該当する場合、輸入信用状サービスによる輸入信用状の取扱いはできません。

なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当金庫から契約者への取扱いできない旨の連絡、および取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- (1) 当金庫の諸手続きの結果、与信判断等当金庫独自の判断により開設および条件変更等を行わないと決定した場合。
- (2) 契約者からサービス利用口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が諸手続きを行った場合。この場合、当該取引が行われなかったために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 輸入信用状サービスによる依頼が当金庫が指定する取扱日および取扱時間の範囲を超える場合。

5. 依頼内容が確定し、当金庫が輸入信用状開設・条件変更依頼を審査のうえ、承認したときは、当金庫の諸手続きにより、輸入信用状開設・条件変更を行います。輸入信用状開設・条件変更後は、輸入信用状開設・条件変更依頼の取消はできないものとします。

6. 必要書類の提出

契約者は、外為法等の各種法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、当金庫が指定する期間内に、当金庫あてに当該書類等を提出するものとします。

7. 輸入信用状開設・条件変更の中止または取消

次の場合には、当金庫は契約者に通知することなく、輸入信用状開設・条件変更の中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 外為法、その他日本および外国の法令や国際的な取決め、国際情勢、経済情勢等との関係で、当金庫が依頼された輸入信用状開設・条件変更を取組できないと判断したとき。
- (2) 本条6項にかかわらず、外為法等の各種法令上必要な書類等が、当金庫が指定する期間内に当金庫に到着しないとき。
- (3) 輸入信用状開設・条件変更データの不備、その他の理由により、当金庫が依頼された輸入信用状開設・条件変更を取組できないと判断した場合。

平成29年3月22日 改定

令和2年4月1日 改定